八街市千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月３０日

八　街　市　長　　北　村　　新　司

八街市告示第３２５号

八街市千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、本市における品質の良いさつまいもを、年間を通して安定的に供給できる体制を整備するため、千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金交付要綱（令和８年４月２日付け生振第６号千葉県農林水産部長通知）及び千葉のさつまいも品質向上支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う者に対して、予算の範囲内において八街市補助金等交付規則（昭和５２年規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実施要領第３の１に規定する事業実施主体とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）を含む。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2)　次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（役員等を含む。）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象事業等）

第３条　補助の対象となる事業、経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

（事業実施計画の提出）

第４条　補助の対象となる事業を実施しようとする補助対象者は、市長に対し、実施要領第４の（１）に規定する千葉のさつまいも品質向上支援事業実施計画書（実施要領別記１実施計画書様式。以下「実施計画書」という。）を市長が定める日までに提出しなければならない。

２　市長は、実施要領第４の（４）に基づく計画の承認の通知を受けた場合は、前項の規定により実施計画書を提出した補助対象者に対し、千葉のさつまいも品質向上支援事業実施計画書承認通知書（別記様式第１号）により通知するものとする。

（交付の申請の手続）

第５条　前条第２項の規定による通知を受けた者であって、補助金の交付を申請しようとする者は、規則第３条の規定による補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に誓約書（別記様式第２号）を添えて市長に提出しなければならない。

２　交付申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止するときは、市長の承認を受けること。

(2)　事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

(3)　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管すること。

(4)　その他市長が必要と認める条件

（着手）

第７条　事業の着手については、補助金交付決定後に着手しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、補助金交付決定前であっても事業に着手することができる。ただし、補助金交付決定前に事業の着手を行う場合は、その理由を明記した八街市千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金交付決定前着手届（別記様式第３号）を市長に提出しなければならない。

３　前項ただし書の規定により着手する場合は、補助金交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（消費税等相当額の確定）

第８条　規則第６条の規定による補助金等交付決定通知書により通知された者（以下「交付決定者」という。）のうち、第５条第２項ただし書の規定により交付の申請をした交付ものは、規則第１２条の規定による補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付決定額から減額して提出しなければならない。

２　第５条第２項ただし書の規定により交付の申請をした交付決定者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付決定者については、その金額が

減じた額を上回る部分の金額）について、仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第４号）により速やかに市長に報告するとともに、すでに補助金の交付を受けている場合は、規則第１８条第２項の規定による市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第９条　交付決定者は、当該事業に関する帳簿、関係書類及び財産管理台帳を備え、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。）までこれを整理し保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１０条　交付決定者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第３条）

事業区分	経費	補助率
貯蔵施設の整備	１　定温貯蔵庫の整備に要する経費 ２　蒸気ボイラー等キュアリング処理に資する機械の導入に要する経費（定温貯蔵庫の整備と一体的に導入する場合に限る）	経費の１／３以内（千円未満の端数は切捨て）

別記

様式第１号（第４条第２項）

千葉のさつまいも品質向上支援事業実施計画書承認通知書

八 農 第　　号

年　　月　　日

様

八街市長

（公印省略）

年　　月　　日付けで提出のあった千葉のさつまいも品質向上支援事業実施計画書については、千葉県知事より承認されましたので、八街市千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金交付要綱第４条第２項の規定により通知します。

様式第２号（第５条第１項）

誓　約　書

年　　月　　日

八街市長　　様

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　印

私は、八街市千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金交付要綱第２条第２項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

様式第３号（第７条第２項）

八街市千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金交付決定前着手届

年　　月　　日

八街市長　　様

申請者　住　所

氏　名

八街市千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金交付要綱第７条第２項の規定に基づき、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。

２　補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。

３　当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

事業内容	事業量 （面積）	総事業費	着手 予定年月日	完了 予定年月日	理由

様式第４号（第８条第２項）

年　　月　　日

八街市長　　様

所　在　地
名　　称
代表者氏名

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　　月　　日付けで八街市指令第　　号で交付を決定された八街市千葉のさつまいも品質向上支援事業補助金について、八街市農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　　年　　月　　日付け八街市指令第　　号による交付決定額
　　金　　円
２　実績報告書の提出時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
　　金　　円
３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額
　　金　　円
４　補助金減額相当額（又は補助金返還相当額）（３－２）
　　金　　円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。